

相生橋拡幅工事に伴う 大型車（車幅2.2m超）通行規制解除のお知らせ

平素は兵庫県道路事業にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和5年11月より相生橋拡幅工事に伴い規制していました、大型車（車幅2.2m超）の通行止について、下記の通り規制を解除することとなりましたのでお知らせします。

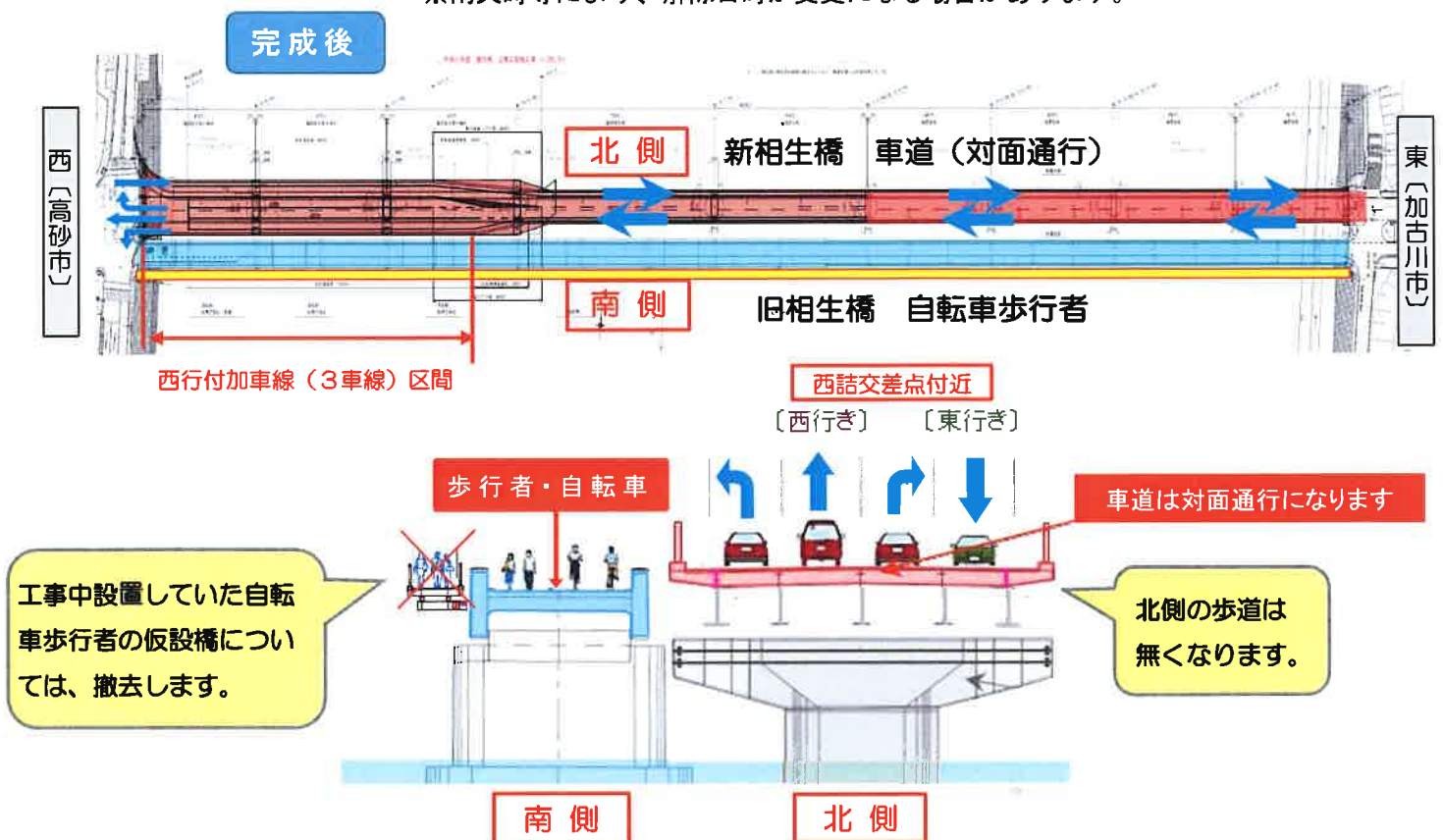
また、それと同時に車両については北側の新橋を対面通行とし、歩行者・自転車は南側の旧橋を通行してください。

規制期間中は、渋滞等によりご不便ご迷惑をおかけしました。また、迂回等にご協力いただき誠にありがとうございました。

規制箇所：（一）明石高砂線（県道718号線）相生橋
（大崎交差点～相生橋西詰交差点）

規制解除日：令和7年6月1日（日）午前5時00分

※雨天時等により、解除日時が変更になる場合があります。



相生橋周辺の見直し工事については、6月以降も続けて行う予定です。
ご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力よろしくお願いします。